

佐竹行政書士事務所ニュースレター

「おむすび」は、皆様と当事務所を「結ぶ」レターです。)

おむすび

佐竹行政書士事務所

NO. 1

第1回 成年後見制度は自分らしく生きていくために

「突然の訪問販売で、いらないと何度も言っても帰らないので、なんだか怖くて買ってしまった。何とかならない？」

「相続について相談したいことがあっても、誰に相談していいか分からず。」

「自分が認知症などになったとき、私の住む家はどうなるのだろう？私を助けてくれる人がそばにいない。」

「最近は、足腰があまり良くないし、お役所などの手続もよく分からない。誰か助けてくれるとうれしいけれど…。」

わたしたちは、「**自分らしく生きてていきたい**」と願っています。それでも不安はつきものです。特に、認知症や事故、障がいなどにより、物事の判断力が低下してくると、自分では、財産の管理などが難しくなります。そんな状況は、突然やってくるものです。そして、誰にも可能性があります。だからこそ、周りの人たちも大変な思いをするのです。

老後のことを前もって考えてみませんか？もしもの事があったらどうするのか前もって考えてみませんか？それがみなさん自身と家族の安心につながります。

そんなみなさんを助けるのが「成年後見制度」です。3回にわたり、その制度の大枠をお話しします。

○どんな制度があるの？ ～説明します！

これで自分らしく、不安なく生活できる！！



① 見守り契約～スペシャリストのお宅訪問

「遺言のことが気になるけれど、どうすればよいか。」

「クリーリングオフとはどういうものか。」

「介護サービスの契約について助けてほしい。」

「自分が認知症などになって、判断力が不十分になった後のこと相談したい。」

今は、元気だけれど、ちょっと先のことを考えると不安。もし、今の生活で何か困りごとがあったとき、相談できる人がほしい。そんな人のために活用すると良いものです。

この見守り契約は、法律などに関わること（あるいは、お役所に関わることなど）を相談したいときに便利です。まさに「自分のための専門家を雇う」と考えればよいでしょう。お互いに顔を知っていますので、何かあれば、お願いがしやすいのも利点です。契約の間は、お宅を継続して訪問したり、電話での相談をおこないます。もし、ご本人様に、何か体調や判断力の変化があった場合、以後の生活の支援を判断し、必要な制度への移行を行うことができます。老後の制度活用については、何かあってから相談するよりも、あらかじめ相談をしておくと安心して生活することができます。

② 任意代理契約～スペシャリストが生活支援

これは、たとえば、

「体が不自由なので、銀行にお金を預けたり、引き出すのを代わりにお願いしたい。」

「最近お金の計算などに自信がなくなってきたので、お金の管理を誰かに助けてほしい。」

「介護のサービスを受けたいけれど、その手続などを助けてほしい。」

といった、自分の頼みたいこと（代理権を与えると言います。）をお願いするものです。

自分が元気なうちから利用できます。①と②は組み合わせて使うと効果があります。話し合いによっては、自分の判断力が落ちたときは、③「任意後見契約」をお願いするということもできます。（ただし、食事や掃除洗濯といった日常生活の家事を代行することはできません。こうした家の代行は、介護サービスなどにお願いすることになります。）

もちろん、自分の大切な財産を預けることになりますので、定期的に財産の状況などについて報告を受けます。誰に頼んでも、報告を必ず要求して下さい。この契約では、最終的なチェックをするのは、本人しかありません。この契約は、契約に決められた場合に、効力を失います。

続きは、第2号にて…

ニュースレター「おむすび1号」

発行：佐竹行政書士事務所

成年後見（見守り契約）、相続、遺言、役所への許認可申請、パスポート申請代行など、みなさまの力になります

住所：（〒500-8244）岐阜市細畑塚浦65-5グリーンパーク細畑102号

電話/FAX：058-247-0255

E-mail：info@sg-office.biz